

令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務

2 業務の目的

全国的に加速する人口減少および少子高齢化により、集落活動や地域行事等を担う役員の負担感が増加しており、単独集落や自治会ではその活動の維持が困難となりつつある。

そこで、集落機能を維持する組織体制の構築を進めるため、複数の集落でその機能を補完する地域コミュニティ組織（以下、「地域コミュニティ組織」という。）の形成を促進する。

3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき業務内容等についての基準を定めたものである。よって、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には、内容を変更することがある。

4 委託期間

契約日から令和9年3月31日

5 委託業務の内容

福井県過疎地域等政策支援員（福井県地域コミュニティ組織形成支援員）を設置し、県内市町および集落、関連団体等と連携・調整を図りながら、以下の業務を実施する。

(1) 集落等における地域コミュニティ組織の設立・運営支援

ア 各市町の情報収集

- ・県内の市町職員へのヒアリングを通じて、集落や地域コミュニティ組織等の現状や課題等について情報収集を行うとともに、集落の活性化に向けた支援計画等を策定すること。

イ 集落の課題、要望等の聞き取り

- ・地域コミュニティ組織の設立または運営支援を希望する地区の区長または役員等から、当該地区が抱える課題や要望等の聞き取りを行うこと。また、課題や要望等に即した県内外における先進事例や好事例の紹介等の助言を行うこと。
- ・単独集落が集落活動の支援を希望している場合は、区長または役員等から当該集落が抱える課題や要望等の聞き取りを行うこと。聞き取りの結果、地域コミュニティ組織で取り組むことが効果的と考えられるときは、隣接する集落へ課題を共有するとともに、地域コミュニティ組織の設立に向けた必要なサポートを行うこと。

ウ 住民会合の場でのファシリテーション

- ・市町職員や集落が主催する住民会合において、地区で解決すべき課題や取り組む内容等の議論が円滑に進むようファシリテーションを行うこと。

エ 地域コミュニティ組織の設立支援

- ・新たに地域コミュニティ組織を設立しようとする地区において、人材面・財政面ともに持続的な運営につながるよう必要な助言を行うこと。

(2) (1)に係る派遣回数等

委託期間中に、以下のとおり派遣することを想定しているが、市町からの要望等により、派遣回数が増減する場合がありますので、留意すること。

ア：68回（17市町に対して4回程度）

イ～エ：36回（12地区に対して3回程度）

(3) 市町職員等に対するファシリテーション研修会等の実施

地域コミュニティ組織の設立を推進する市町や集落活動の活性化を行う集落支援員等に対し、組織の設立や議論の円滑化に必要なファシリテーションスキルやノウハウ等を学ぶ実践研修を行うこと。

研修の概要は以下を基本とするが、委託者との協議のうえ、企画提案した内容を踏まえて研修内容の一部を変更することも差し支えない。

開催時期	概ね上半期までの期間
開催場所	嶺北地域および嶺南地域
対象者	市町職員、集落支援員等
定員	各回20名程度
研修回数	2回（嶺北地域1回、嶺南地域1回）
研修日数	各回半日程度
研修内容	以下の内容について、講義と演習を交えて実施すること。 ① 対話の場をつくる技法 ② ファシリテーションの目的と具体的な技法

(4) 上記(1)～(3)に付随する業務

ア 業務報告（月1回程度）

※委託者および受託者双方を交えて行うこと（オンライン可）

イ 県内の集落や市町等の求めに応じて行う助言

ウ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関して委託者の指示による業務

エ その他、事業の運営に関して必要な業務

6 配置する人員

受託事業者は、下記に該当するものを福井県地域コミュニティ組織形成支援員（以下、

「支援員」という。)として配置し、5の委託業務を行わせるものとする。

① 人数

1名以上

なお、欠員が生じた場合は、委託者と協議し、速やかに欠員を補充すること。

② 条件

支援員は、原則として、次のすべての条件に該当すること。

ア 地域コミュニティ組織の設立に係る支援経験を有する者

イ 自治体への地域活性化に向けた助言、研修、支援の経験を有する者

ウ 地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

7 委託業務の対象経費

本事業に関連のない経費については対象経費として認めないので、受託者にあつては、本事業に要した経費を明確に区分して管理すること。

なお、備品（パソコン・OA機器・電話機等）類は原則レンタルまたはリースで対応することとし、これによらない場合は、単年度のレンタルまたはリース価格より購入額が安価になる場合に限る。

8 その他業務実施上の条件

(1) 支援員の委嘱

福井県地域コミュニティ組織形成支援員設置要綱第4条に基づき、知事が受託者に属する者の中から支援員を委嘱するとともに、県ホームページ等において受託者および委嘱者を公表する。

(2) 本業務の対象地域

本業務の対象地域は、「過疎地域その他条件不利地域（※1）または人口急減地域（※2）を有する市町」とし、そのうち「過疎地域を有しない市町（条件不利地域または人口急減地域を有する市町に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「過疎地域を有する市町」の支援業務に従事する時間の合計を越えないこと。

(3) 業務月報、活動報告書の作成

業務月報を作成し、前月の業務終了後、速やかに県へ提出すること。また、本業務の完了後、委託者の指定する日までに活動報告書を提出すること。

なお、業務終了時に企画提案時に想定した内容および積算内容に満たない場合は、当該経費について、実績に応じて減額のうえ精算するものとする。

(4) 関係者との連携

受託者は、委託者に加え、関係者と緊密に連携しながら本業務を実施すること。

(5) 関係法令および条例の遵守

本業務の実施に当たり関連する関係諸法規および条例等を遵守すること。

(6) 権利の帰属

本業務による成果品に対する権利は、全て委託者である福井県に帰属するものとし、委託者の承諾を得ずに使用または他人に公表してはならない。

(7) 書類等の保存

業務に関する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存すること。

(8) 秘密の保持

本業務により知り得た情報を業務中および完了後も他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(9) その他の疑義

本仕様に疑義が生じたときまたは本仕様書により難い事由および記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

※1 「過疎地域その他条件不利地域」とは、次に掲げる(イ)から(ト)までのいずれかに該当する市町村である。

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域を有する市町村(令和8年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特定市町村及び同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含み、令和9年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村及び同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。)

(ロ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

(ハ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ニ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ホ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

(ヘ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小

笠原諸島をその区域の全部とする市町村
(ト) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村

※2 「人口急減地域」とは、次に該当する市町村である。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 3 項第 1 号の基準に適合すると認められた地区をその区域の全部又は一部とする市町村（同条第 1 項の認定を受けるための取組を行う市町村を含む。）